

貧困家庭の子ども・青少年対策について

- ・ 国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されるなど、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしている。
- ・ 本市においても、貧困家庭の子どもや青少年に関する問題に対し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を中心に、多岐にわたる施策を全庁一丸となって実施するため、4 月 1 日付けで「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」を設置し、以下のとおり取組を進めている。

1 貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチームの概要

(1) 所管事務

貧困の状況にある子ども・青少年が健やかに育成される環境の整備、教育の機会均等に向けた施策の検討等

(2) 主な構成員（参考 1 参照）

チームリーダー	子育て支援政策監
サブリーダー	保健福祉局子育て支援部貧困家庭の子ども対策担当部長 南区副区長（福祉部長） 教育委員会事務局指導部長

(3) 貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム会議

ア 第 1 回会議（4 月 19 日）

- ・ 貧困家庭の子ども等の対策に関するこれまでの経過・国等の取組を報告
- ・ 実態調査及び関係団体へのヒアリングの実施について協議

イ 第 2 回会議（5 月 18 日）

- ・ 実態調査及び関係団体へのヒアリングの実施等、今後の進め方について協議
- ・ より具体的な議論を行うための「子ども・青少年の自立に向けた教育・学習・生活支援の融合検討部会」及び「家庭・親に対する就労、経済、子育て支援の検討部会」の設置を報告

2 実態把握の骨子案

貧困家庭の子ども、青少年及び保護者の実態については、これまでから各施策の実施等を通じて把握してきたが（参考 2 参照）、よりきめ細かな把握を行い、貧困家庭が抱える課題を浮かび上がらせるために、アンケートによる実態調査を行うとともに、関係団体等のヒアリングを実施する。

(1) 実態調査（案）

ア 概要・調査方法等

貧困状態にある家庭だけでなく、貧困状態にない家庭も含めてアンケート調査を行い、家庭の経済状況など子どもが置かれている状況と、子どもの生活環境や生活習慣等との相関関係を把握し、課題を浮かび上がらせることにより、必要な施策の検討を行う。

（ア）調査件数

18,000件

就学前児童（0～5歳）：6,000件

小学生（6～11歳）：6,000件

中高生等（12～17歳）：6,000件

（イ）調査方法

住民基本台帳から無作為抽出し、調査票を郵送

イ 調査項目（参考3参照）

各家庭の経済状況のほか、生活の状況、教育の状況、家族や地域との関わりなど、家庭の「子育て力」の実態や貧困の背景を把握するための質問項目を設定する。

(2) 関係団体等ヒアリング

貧困の状況にある子ども等の家庭の様子などを、よりきめ細かく把握するため、実態調査と併せて、保育園（所）、幼稚園、学校、児童館、児童養護施設、母子生活支援施設等の関係機関やNPO法人などの関係団体、本市行政機関へのヒアリングを実施する。

また、必要に応じて、支援施策の対象者からの聴取も行う。

3 実施計画の策定

一人ひとりの子どもたちの学び・育ちを保障するとともに、子どもが安らぎ・育つ「家庭の子育て力」を高めるため、子どもの貧困対策の実施計画を策定する。

4 今後の進め方

(1) 実態調査

○ 6月上旬～中旬

調査項目の検討

プロジェクトチームに所属するそれぞれの部局において、支援策を実施する中で把握してきた実態や課題認識等を基に、調査項目等について議論

○ 6月下旬～7月頃

「京都市子ども・子育て会議」の委員や学識経験者等への意見聴取

家庭や子どもが置かれている状況を的確に把握するため、設問の項目や分析のあり方について、意見聴取

○ 8月頃

実態調査実施（予定）

(2) 関係団体等ヒアリング

- 6月上旬～中旬

関係団体・関係機関，施策対象者等への実態把握の検討

ヒアリング対象とする団体，施策対象者，ヒアリング内容等について議論

- 6月下旬～8月頃

関係団体・関係機関，施策対象者等へのヒアリング実施

(3) 実施計画の策定

- 平成28年度中

実施計画を策定する。